

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月18日

北海道後期高齢者医療広域連合長

木場



## 北海道後期高齢者医療広域連合規則第8号

### 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の一部を改正する規則

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年北海道後期高齢者医療広域連合規則第4号）の一部を次のように改正する。

第20条に次の1項を加える。

- 3 広域連合長は、限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受けた被保険者が省令第67条第3項各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の返還通知書（別記様式第20号の2）により当該被保険者に対し通知するものとする。

別記様式第2号、別記様式第7号及び別記様式第12号中「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でないと、提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「判決を経なくても提起できます」を「審査請求の判決を経なくても提起することができません」に、「判決の送達を受けた」を「審査請求の判決があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができません」に、「原則として、判決の日から」を「審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の判決の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記様式第14号中「決定に」を「給付の決定（以下「処分」といいます。）に」に、「決定が」を「処分が」に、「審査請求する」を「審査請求をする」に、「なお、この決定の取消」を「この処分の取消し」に、「決裁を経た後でないと、提起できません」を「決裁を経た後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「決裁がないときや処分の執行等による」を「決裁がないとき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「決裁を経なくても提起できます」を「審査請求の判決を経なくても提起することができません」に、「決裁の送達を受けた日の翌日から起算」を「審査請求の裁

決があったことを知った日の翌日から起算して」に、「代表広域連合を被告（代表者は、北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「代表者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、決裁の日から」を「審査請求の決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の決裁の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記様式第15号中「決定」を「処分」に、「審査請求する」を「審査請求をする」に、「なお、この」を「この」に、「取消」を「取消し」に、「決裁を経た後でない」と、「提起できません」を「裁決を経た後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「決裁がないときや処分の執行等による」を「決裁がないとき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「決裁を経なくても提起できます」を「審査請求の決裁を経なくても提起することができます」に、「決裁の送達を受けた日の翌日から起算」を「審査請求の決裁があったことを知った日の翌日から起算して」に、「代表広域連合を被告（代表者は、北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「代表者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、決裁の日から」を「審査請求の決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の決裁の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記様式第18号及び別記様式第20号中「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でない」と、「提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「裁決を経なくても提起できます」を「審査請求の決裁を経なくても提起することができます」に、「裁決の送達を受けた」を「審査請求の決裁があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、裁決の日から」を「審査請求の決裁があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の決裁の日の翌日から起算して」に、

「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

年 月 日

様

北海道後期高齢者医療広域連合長

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の返還通知書

高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第67条第3項の規定に基づき減額認定証の返還対象者となりましたのでお知らせします。

減額認定証と被保険者証にこの減額認定証の返還通知を添えて、窓口までお持ちください。

被保険者番号	
氏 名	

不服申立て及び取消訴訟

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道の後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しの訴えは、審査請求の裁決を経た後でなければ提起することができませんが、審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、この処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の裁決を経なくても提起することができます。この訴えは、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、北海道後期高齢者医療広域連合を被告（代表者は、北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます。ただし、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、訴えを提起することができなくなります。

問い合わせ先

別記様式第23号及び別記様式第24号中「審査請求する」を「審査請求をする」に、「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でないと、提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「裁決を経なくても提起できます」を「審査請求の裁決を経なくても提起することができます」に、「裁決の送達を受けた」を「審査請求の裁決があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、裁決の日から」を「審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の裁決の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記様式第25号及び別記様式第26号中「処分に」を「保険料の決定（以下「処分」といいます。）に」に、「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でないと、提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「裁決を経なくても提起できます」を「審査請求の裁決を経なくても提起することができます」に、「裁決の送達を受けた」を「審査請求の裁決があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、裁決の日から」を「審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の裁決の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記様式第27号中「仮徴収額を決定しました」を削り、「処分に」を「保険料の決定（以下「処分」といいます。）に」に、「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でないと、提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「裁決を経なくても提起できます」を「審査請求の裁決を経なくても提起

することができます」に、「判決の送達を受けた」を「審査請求の判決があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、判決の日から」を「審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の判決の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記様式第29号中「処分に」を「徴収猶予の決定（以下「処分」といいます。）に」に、「知った日の翌日か」を「知った日の翌日から」に、「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でないと、提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「判決を経なくても提起できます」を「審査請求の判決を経なくても提起することができます」に、「判決の送達を受けた」を「審査請求の判決があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、判決の日から」を「審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の判決の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記様式第30号及び別記様式第31号中「知った日の翌日か」を「知った日の翌日から」に、「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でないと、提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「判決を経なくても提起できます」を「審査請求の判決を経なくても提起することができます」に、「判決の送達を受けた」を「審査請求の判決があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、判決の日から」を「審査請求の判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の判決の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴え

を提起することができなくなります」に改める。

別記様式第33号中「処分に」を「減免の決定（以下「処分」といいます。）に」に、「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でないと、提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「裁決を経なくても提起できます」を「審査請求の裁決を経なくても提起することができます」に、「裁決の送達を受けた」を「審査請求の裁決があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、裁決の日から」を「審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の裁決の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

別記様式第34号及び別記様式第35号中「なお、この処分の取消」を「この処分の取消し」に、「後でないと、提起できません」を「後でなければ提起することができません」に、「日から3か月」を「日の翌日から起算して3か月」に、「ときや処分の執行等による」を「とき、この処分により生ずる」に、「ための緊急」を「ため緊急」に、「裁決を経なくても提起できます」を「審査請求の裁決を経なくても提起することができます」に、「裁決の送達を受けた」を「審査請求の裁決があったことを知った」に、「北海道後期高齢者医療広域連合長）として提起できます」を「北海道後期高齢者医療広域連合長となります。）として提起することができます」に、「原則として、裁決の日から」を「審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、審査請求の裁決の日の翌日から起算して」に、「訴えを提起できません」を「、訴えを提起することができなくなります」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則の規定に基づき作成された用紙で、現に残存するものが

あるときは、当分の間、これを使用することができる。